

表 1 学校独自の取り組みとして評価できる事例

調査項目	評価できる活動を行っていた点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・換気や消毒の徹底で衛生管理を確実に実施し、感染症対策を行う方針に従い活動を実践している。 ・学校薬剤師が、しっかりとした知識、意識をもって学校に寄り添って活動している。 ・リサイクル活動など児童の活動で見える化を意識して実施しており、児童のやる気に繋がっている。 ・地域の小中学校共同で学校保健安全委員会を実施し、少子化での地域での情報共有、活動の推進を進めている。 ・当该校は昨年度に奨励校を受賞しており、校長先生以下、保健主事、養護教諭の積極的な学校環境衛生活動が学校薬剤師と円滑な連携によって実施されている。 ・生徒の活動記録が、見やすく整理されている。 ・学校薬剤師が実施する定期検査においては、測定値が基準を満足していても指導助言事項欄には、配慮や気をつけるべき内容が丁寧に記載されている。 ・学校薬剤師と学校が連携して定期検査結果をフィードバックしながら改善している。1つ1つ工夫した結果がコメント欄に記載されている。 ・学校薬剤師が養護教諭だけではなく、校長や他の教職員、児童とともに、学校環境衛生活動で不要なことは省き必要なことは継続して役割分担し活動している。 ・執務記録に、電話、メール等のやりとりも多く記録されている。次年度の年間計画策定を含め、学校薬剤師の参与が確認できる。 ・次年度の計画策定の過程を執務記録で確認できる。 ・定期検査票の記載の正確さや的確な指導助言がみられる。 ・次年度の計画作成の経緯が執務記録より学校薬剤師の参与が確認できる。来校、メール、電話で、学校と密接に連絡をとり計画作成を進めている。 ・昨年の実地審査以降、指摘された事項をまとめて、1年かけて着実に改善している。 ・栄養教諭、保健主事が保護者と一体となり、アレルギー対応に取り組んでいる。 ・日常検査記録用紙は、児童が記入しやすいものに独自に改良している。 ・学校全体で環境衛生活動を充実させようという強い姿勢がある。 ・学校長が責任をもって指摘事項を改善する姿勢がみられる。 ・前年度の指摘事項はすべて改善されている。 ・学校環境衛生活動では、積極的に課題を見つけ改善されている。 ・学校、行政、学校薬剤師の連携がよくとれていて学校環境衛生活動を積極的に活動している。
児童生徒委員会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育委員会の日常点検は、確実に実施し役割分担ができるように、児童が記録しやすい1日1枚の様式にしている。 ・児童委員会活動で、換気の必要性、水質検査の目的や方法を学校薬剤師が直接指導している。 ・保健委員が水道水の検査結果を、毎日保健室の前に掲示をして、水質に関して安全であることを示している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・週番当番表と題して生徒が校内を見回り、異常がないか確認し窓の開閉を行っている。 ・生徒保健委員会がエナジードリンクについて調べ、飲料過多による健康被害防止のポスター等で啓発している。
教室等の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・換気が徹底されており、カーテンやブラインドを設置し、日よけ対策も行われている。 ・ホルムアルデヒド、トルエンの定期検査は、簡易法において30分2回測定し、平均値を結果としている。 ・採光及び照明で照度不足が、LED化により解消されている。 ・蛍光灯の種類と機器との適応に関して、確認を行い是正して照度が改善されている。 ・ダニの検査において、数値が高かった放送室で掃除と換気に心がけている。
学校の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板の定期検査では、黒板拭きの破損についても記載している。
プールの衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・プール水の日常点検では、残留塩素が低い時の対応がしっかりとられている。 ・プールの日常点検簿に、「めもり」「キープ」といった記録があり、残留塩素濃度の調整を共有できるルールがある。
飲料水の水質及び施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校薬剤師は、飲料水施設・設備の定期検査において、気候（夏季）や長期休みの影響で残留塩素濃度が0.1mg/Lを確保できない場合があるとし、受水槽の有効容量と実際の使用量に乖離がある（受水槽の回転数が低い）ことも要因と推察し、貯水量の減量化を指導助言している。学校側は直ぐに受水槽の貯水量を減量し、その結果、安定した残留塩素濃度を確保している。
理科室、保健室の薬品管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室の薬品で使用期限が明示されているものについては、ラベルプリンターで大きく使用期限が貼付されており、非常に見やすく工夫されている。 ・エピペン等の預かり薬は、記録簿が整理されて適切に保管されている。 ・理科室の薬品庫に薬品数は多いが、不要薬品はなく、劇物保管庫には滑り止めマットが敷いてある。薬品庫には戸棚のサイズに合わせた木箱があり、溝によって調整できるようになっている。 ・理科室の消火用砂は、「消火用砂」と書いた赤い色の缶に入れている。3か所に置いてあり、目立ち、わかりやすい。 ・塩酸をさらにプラスチックの蓋つきの容器に収納して、保管庫の錆を防ぐ工夫をしている。 ・理科準備室冷蔵庫の施錠チェーンが使いやすいものとしている。 ・緊急時の救急箱について、症状別に箱（嘔吐用・アレルギー用など）を準備して、マニュアルも併せて入れており迅速に対応できるように準備されている。 ・理科室薬品、保健室薬品を管理しやすいように管理簿がデジタル化されている。
給排水系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水系統図を昨年よりわかりやすく、修正できている。工夫で更にわかりやすいものを作成している。
給食の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・給食配膳室に昨年からエアコンが導入されて、よい環境で作業ができるようになっている。

表2 学校訪問等を通じて認知した事例

調査項目	指導・助言を行った点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全計画の立案に学校薬剤師が参与した記録が確認できない。記録として残すとよい。 ・定期検査様式が最新でなかったため、県教育委員会のHPに上がっている最新の様式を使うとよい。
教室等の環境	<p><定期検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外気のCO₂が799ppmで通常の数値とかけ離れている。校正のズレ等が考えられるため、測定前に確認をすること。 ・冬期の換気及び保温等の定期検査で、教室の温度が基準を下回っていたが、指導助言事項は問題無しと記載されていた。適切な指導助言を記載すること。 ・浮遊粉じんを省略としていたが、省略の根拠となる記録が確認できなかった。根拠となる記録は提示できるようにしておくこと。 ・夏季にロッカーのペンキを塗り直しを行い、揮発性有機化合物の臨時検査を11月に実施している。結果は問題なしであったが、もう少し早い時期に検査を行うとよい。 ・図書室が改装されているが、揮発性有機化合物の臨時検査が実施されていなかった。臨時検査を実施すること。 ・揮発性有機化合物（ホルムアルデヒド、トルエン）の測定結果が、「定量下限値以下」と記載されていたが、「定量下限値未満」と記載することが正しい。 ・普通教室でタブレット使用時の定期検査をしていなかった。タブレット使用時の垂直面の照度を含めた検査を実施すること。 ・普通教室の黒板正面の左側中央に時計があり、ガラス面と時計の外枠シルバーメッキ部が太陽光の反射が見られる。時計の位置を右端に移動することが望ましい。 <p>照度比の記載で比が逆記載であった。○：1と記載するとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の定期検査では、窓の閉時の測定がされていなかった。開時の測定とともに実施し両方で評価すること。 ・騒音レベルでは窓閉（窓側及び廊下側ともに）の状態では基準値を超えていたが、指導助言が良好との記載されていた。適切な指導助言を記載すること。 ・定期検査の記録に以下のような未記載の事項が確認された。記載漏れがないよう確認をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ◆定期、臨時の区別の○記載なし ◆換気及び保温等で外気のCO₂の記載なし、外気温の記載なし、裏面の換気の状態などが未記載 ◆採光及び照明では、方位や太陽光線の方向が未記入、電灯の種類（W数など）の記載なし ◆騒音検査で使用した測定器種名が未記載 ◆学校の清潔で指導助言が未記載
飲料水の水質及び施設・設備	<p><定期検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水検査の採水場所が系統から末端でない場合がみられる。採水場所は給水系統の末端とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水施設・設備検査では、簡易専用水道の検査記録が学校で確認ができない場合、市町村教育委員会または市町村担当課から写しを入手して内容確認が望ましい。 ・施設・設備検査の高置水槽の数や受水槽の容量が実際と異なる。確認して記載すること。 ・高置水槽が3基あるが、施設・設備検査は1か所の実施であった。すべての高置水槽について実施することが望ましい。 <p><日常点検></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の日常水質点検の外観の確認に残留塩素測定器用のセルを使用しているが、透明のガラス製のビーカーまたはコップの使用が望ましい。 ・施設設備の日常点検の記録を作成してない。施設設備の点検を実施し記録すること。
<p>学校の清潔</p>	<p><定期検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大掃除の実施で指導助言事項が未記載であった。指導助言を記載すること。 ・ネズミ・衛生害虫等は、衛生害虫防除業者の施工記録をもって定期検査記録としていたが、学校薬剤師の指導助言を記載した記録とすること。 ・黒板検査で有彩色か無彩色かの記載がなかった。記載をすること。 ・雨水排水検査で指導助言が未記載であった。指導助言を記載すること。 <p><日常点検></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室以外の「掃除およびネズミ衛生害虫」の日常点検の記録が確認できなかった。点検の記録を残すこと。 ・学校の清潔の日常点検を月1回の実施としていた。日常点検は毎授業日実施して記録すること。
<p>水泳プールの管理</p>	<p><定期検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備検査では、pHの測定方法が未記入であった。確認をして記載することが望ましい。 ・施設・設備検査では、全換水の間隔が3~4週間と記載されていたが、実際のところを確認して記載すること。 ・プール水の検査では、現場検査での循環ろ過装置の取入口付近の残留塩素の記載がない。測定して記録すること。 ・管理者名が養護教諭になっているが、管理者は校長等であることを確認しておくこと。 <p><日常点検></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の点検についてプール日誌にて実施しているとしていたが、点検項目が示されていなかった。点検項目を設定すること。 ・プールの施設設備点検を月1回実施していたが、毎授業日実施すること。 ・プール日誌に、残留塩素が0.4 mg/L未満の時に、とった対応の記載がない所があった。対応を記載することが望ましい。 ・プール水のpHは、試験紙を使用して1刻みで測定できるものを使用するとよい。 ・プール水の日常点検で、pHの測定が行われていなかった。実施をすること。
<p>理科室、保健室の薬品の管理</p>	<p><理科の薬品></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科室の薬品でラベルが無いものがあった。表示をすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・劇物表示の保管庫に劇物に該当しない低濃度の塩酸が保管されていた。区別して保管すること。 ・理科室の薬品庫の薬品には、転倒防止の処置をすることが望ましい。 ・消火用砂は、理科室のみならず準備室にも設置するのが望ましい。 ・劇物の表示は台帳にもすることが望ましい。 ・劇物であるメタノールの保管場所には劇物の表示が必要である。 ・調製した薬品にもラベル表示する必要がある。 ・劇物を保管している冷蔵庫は、施錠しておく必要がある。 <p><保健室の薬品類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健室で保管している薬品類、衛生材料に期限切れのものがあつた。持ち出し用薬品類のバック内に使用期限切れのものがあつた。期限の管理をすること。 ・医薬品類の台帳で添付文書の漏れがあつた。すべての医薬品類について最新の添付文書の管理をすることが望ましい。 ・水質検査用残留塩素測定器のセルが、黒く汚れているので洗浄あるいは交換が必要である。 ・保健室で管理しているエタノールが異なる濃度のラベルの容器に移し替えられていた。容器のラベルと中身を確認して入れ替えをすること。 ・保健室の備品で廃棄予定のものと使用するものが同じ箱に入っていた。廃棄予定のものは別にして保管すること。
給食の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・検食簿に検食時間の記載がないものがある。検食時間を記入すること。 ・検食は、児童生徒が食べ始める 30 分前に終えること。 <p>(検食は、一食を食べ終えることではなく、食品に有害と思われる異物の混入がないか、調理過程において加熱及び冷却処理が適切に行われているか、食品の異味、異臭その他の異常がないか、一食分としてそれぞれの食品の量が適当か、味付け、香り、色彩並びに形態等が適切か、及び、児童生徒の嗜好との関連はどのように配慮されているか確認することである。)</p>
給排水系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の水質定期検査及び日常点検の場所が不明確であつた。明確に記載しておくことよい。 ・受水槽の基数と容量が簡易専用水道の検査記録と相違があり、整合性を図る必要がある。 ・プールの排水先(下水)の記載がない。排水先を記載する必要がある。 ・止水栓の位置を記載するとよい。 ・一部直接給水か、高置水槽からの給水かが不明確なところがある。再度確認を行い、その結果に基づいて水質検査の場所を決める必要がある。 ・給排水系統図で排水は下水としているが、排水定期検査で排水先を河川としていた。整合性をとる必要がある。

表 3 実地審査での質問事項およびその回答

質問事項	回答
・床下の毒劇物保管の場合の表示の方法について。	・床下の毒劇物保管庫についても、該当する毒物、劇物を収納している場合は、表示をしてください。

